

農業委員会議事日程

日 時：令和元年11月29日（金）

午後3時00分

場 所：千曲市役所（新庁舎）302中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第39号 農地法第3条に係る買受適格証明願について
7. 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
 - (4) 農地利用最適化推進委員からの地区情勢の報告について
11. 協議事項
 - (1) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
 - (2) 農地相談会の開催及び農業被害説明会への参加について
 - (3) 市民農園及び農地パトロールの取り組み結果について(意見交換)
12. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会
1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名
農地利用最適化推進委員
山崎 健樹 外 13 名

事務局出席者
事務局長 中村 利信
事務局次長 中山 秀一
農地係担当係長 宮坂 昌吉
農地相談員 近藤 修司

【 会議概要 】

中村局長	本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 ただ今から令和元年 11 月の総会を開催いたします。 それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。
議 長	(会長あいさつ)
中村局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
中山次長	(出席状況の報告)
議 長	定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。
議 長	まず、日程第 3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本 一日で足りうると思っておりますので、本一日と決定したいが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって会期は本一日と決定いたしました。
議 長	次に日程第 4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する に、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。 10 番伊藤尚子委員、13 番高松久男委員の両委員をお願いいたします。
議 長	それでは、日程第 5、議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、 を議題といたします。 事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の2番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する「5番 北澤真理子委員」の退席を求めます。

……北澤委員退席……

議 長

それでは、2番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第38号2番案件は、原案のとおり可決、決定されました。ここで、議事参与の制限を解きます。

……北澤委員入室・着席……

議 長

それでは、1番案件、3番案件、4番案件について、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件、3番案件、4番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 38 号 1 番案件、3 番案件、4 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 6、議案第 39 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長 ……朗読説明……

議長 朗読、説明が終わりました。

質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長 進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 39 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 39 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 7、議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長 ……朗読説明……

議長 朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

9 番緑川委員 9 番緑川です。

1 番案件について、先日関係委員と現地確認をしてみましたのでご報告いたします。場所は、福井公民館の北側約 200mにある農地です。申請地において、住宅の新築を行うものであります。住宅敷地に囲まれた農地で、東側は道路、他 3 方は宅地で隣接農地はなく問題ないと判断いたしました。

議長 担当委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 40 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 8、議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番案件から 3 番案件について、ご報告いたします。

1 番案件ですが、場所は、打沢神社から南側約 100mにある農地です。申請地において、建設業の資材置場を整備するものであります。北側は農業用倉庫、東側は山林、西側は道路と水路、南側は申請者の資材置場で隣接農地はなく問題ないと判断いたしました。

続きまして、2 番・3 番案件ですが、譲渡人が同一で関連がありますので、併せてご報告いたします。場所は、新田区の堤防道路沿いにあります〇〇〇精機から 200m 程北側にある農地です。申請地において、住宅の新築を行うものであります。北側・東側・西側は道路、南側は譲渡人の田で隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水排水は公共下水道へ接続、法面保護も施される予定であり、問題ないと判断いたしました。

14 番保木野委員

14 番保木野です。

4 番案件ですが、25 日に担当推進委員と現地確認をしてまいりましたのでご報告いたします。場所は、屋代本町で県道白石千曲線に面した農地で北西には、〇〇寺があります。申請地において、住宅の新築を行うものであります。東側は道路、北側・南側は住宅敷地、西側は墓地で隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水排水は公共下水道へ接続予定であり、問題ないと判断いたしました。

5 番北澤委員

5 番北澤です。

5 番案件ですが、24 日に担当委員 3 名で現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。申請地は、稲荷山区で県道 77 号線の御言橋から北西側約 50mにある農地です。軽井沢町の不動産業者が申請農地と宅地を一体利用し、2 区画の宅地分譲地を整備するものであります。宅地部分には、現在住宅が建築されていますが、取り壊しが決定しております。北側は道路、残り 3 方は畑ですが、隣接耕作者 5 名の了解を得ておりますので、問題ないと思われれます。

15 番長門委員

15 番長門です。

6 番案件について、現地確認結果についてご報告いたします。場所は、八幡の志川区になります。志川区は八幡区の中では農地の宅地化が進んでいる地区であります。代表的な住宅団地の志川団地と県道長野上田線の間には本件は位置しており、登記地目は田となっておりますが、現況は畑として使用しております。5 番案件と同一事業者である軽井沢町の不動産業者が 1 区画の宅地分譲地を整備するものであります。東側・西側・南側は宅地、北側は田ですが、農地との接続部分には頑丈なコンクリート擁壁が設置されており、また、農地所有者の同意も得ておりますので、問題ないと判断いたしました。

9 番緑川委員

9 番緑川です。7 番案件ですが、許可後の計画変更承認申請の 1 番案件で説明をしておりますので、省略させていただきます。

8 番案件、9 番案件について、担当委員 3 名で現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

8 番案件ですが、場所は、戸倉上山田中学校から東側約 100mにある農地です。申請地において、住宅の新築を行うものであります。一部農地に隣接していますが、貸付人の畑であり、汚水排水は公共下水道へ接続予定であることから問題ないと判断いたしました。

続きまして 9 番案件ですが、場所は、上徳間公民館の南側約 30mにある農地です。長野市の不動産業者が 6 区画の宅地分譲地を整備するものであります。北側は道路、西側は介護施設、東側は住宅、南側は農地ですが、隣接耕作者 2 名の同意を得ており問題ないと判断いたしました。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

15 番長門委員

15 番長門です。7 番案件と許可後の計画変更承認申請 1 番案件の申請地積が異なる理由を説明して欲しい。

宮坂担当係長

計画変更承認申請は、農地法4条または5条許可後、転用目的が達成されず、再度、農地転用する際に必要な申請となります。ただし、許可当時の権利者が死亡した場合には、許可効力は消滅しており申請の必要はありません。

7番案件2筆は、昭和52年に貸住宅敷地として農地法5条の許可後、転用目的が達成されず現在に至っております。2筆中1筆は、許可当時の権利者が亡くなり許可効力が失効し、計画変更承認申請の必要がないことから申請地積が異なっております。

議長

他に質疑意見等はありませんか。

(進行の声あり)

議長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第41号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第9、議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議長

朗読説明が終わりました。

なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の9番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する「7番 綿貫孝美委員」の退席を求めます。

……綿貫委員退席……

議長

それでは、9番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、9番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 42 号 9 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。
ここで、議事参与の制限を解きます。

……綿貫委員入室・着席……

議 長

それでは、1 番案件から 8 番案件、10 番案件から 22 番案件について、質疑意見を
一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計
画について、1 番案件から 8 番案件、10 番案件から 22 番案件について、原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 42 号 1 番案件から 8 番案件、10 番案件から 22 番案件
については、原案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。

続いて、日程第 10、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長

(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

中山次長

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

宮坂担当係長

(3)農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への転用について

農地利用最適

(4)農地利用最適化推進委員からの地区情勢の報告について

化推進委員

……竹内袈裟延委員・和田正浩委員・大谷章委員より報告……

議 長

説明が終わりました。ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありまし
たら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。

続いて、日程第 11、「協議事項」に入ります。

協議事項(1)農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局から説明
をお願いします。

中村局長

……説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

11 番嶋田委員

11 番嶋田です。
物事を進めていく上で指針は極めて重要なものだと思います。例えば、農業従事者の新規参入の推進に向けた具体的な推進方法の中で、「参入希望者を把握し」という項目がありますが、どのように把握する予定でしょうか。その他項目も含めて具体的な方法論を記載しないと物事は前に進まないと思います。場合によっては、事務局だけでなくワーキンググループを作り検討することも必要ではないでしょうか。

中村局長

この場で直ぐに回答が困難なため、ご意見いただいた内容等を検討し、次回の 12 月定例会で改めて協議させていただきたいと思います。

議 長

よろしいでしょうか。次回定例会で改めて協議することといたします。続きまして、協議事項(2)農地相談会の開催及び農業被害説明会への参加について、事務局から説明をお願いします。

中山次長・近藤
相談員

……説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

続きまして、協議事項(3)市民農園及び農地パトロールの取り組み結果について(意見交換)、事務局からお願いします。

……意見交換……

議 長

意見交換が終わりましたので、進行いたします。
続いて、日程第 12、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

議 長

(質疑、意見なし)

よろしいですか。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

11月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後4時50分